

鳥取市障がい者体育大会等開催運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市障がい者体育大会等開催運営費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障がい者等で構成する団体（構成員のうち障がい者がおおむね20名以上含まれる団体をいう。）が実施するスポーツ活動又は文化・芸術活動で、全国又は中国地方又は鳥取県内の市町村を持ち回りで開催する大会のうち本市を会場として開催するもの（以下「大会」という。）の開催に要する経費を補助することにより、障がい者が希望と勇気を持ってたくましく生きていく意欲を養うとともに、社会の正しい認識と社会福祉の高揚に寄与することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、大会を主催する団体とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、大会の運営に要する経費（県補助金等の特定財源により充当されるものを除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 本補助金の交付の対象となる期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に該当する場合以外のすべてに係る場合とする。

(補助金の交付)

第7条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付できるものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、大会の運営経費を精算した日から20日を経過する日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則
この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。